

第13号議案

神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を
廃止する条例の件

神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止
する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を
廃止する条例

神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成
18年4月条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

理 由

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正に伴い、条例を廃止する必要があるため。